

『法人設立・設置届出書』『異動届出書』届出方法・添付書類について

次のような場合には、都税事務所への届出が必要です。

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
法人設立・設置届出書 ※1	東京都内で法人を新たに設立した場合 ※3	○	○	
	他の道府県に本店がある法人が、東京都内に初めて事務所等を設置した場合	○	○	・他の道府県から東京都内へ本店を移転する場合を含みます。
	その他納税義務が生じた場合（人格のない社団等が収益事業を開始した場合 等）	△	○	
異動届出書 ※1	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△		・東京都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所へ届け出てください。 ・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△		・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○		・本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・事業所として（ <u>存続・廃止</u> ）する。」のいずれかに○をしてください。 ・東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動前又は異動後のどちらかの都税事務所へ届け出てください。
	法人名・本店所在地・資本金などが変更になった場合	○		
	事業年度を変更した場合		○	・事業年度変更の事実が確認できれば株主総会の議事録等でもかまいません。
	合併解散をした場合	○		・被合併法人（解散により消滅した法人）を所管する都税事務所へ届け出てください。（被合併法人の申告も同様です。）
	解散した場合	○		
	その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合	△	△	・変更内容を確認できる書類を添付してください。

※1 東京都への提出用紙は、「その2（都税事務所・支所提出用）」のみです。

※2 登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」（又は「閉鎖事項全部証明書」）を添付してください。
なお、東京都へ提出する場合には写しで構いません。

※3 平成29年4月1日以後、国税（法人税）の設立届出書への「登記事項証明書」の添付が不要となりましたが、都税では従来どおり、添付が必要となりますので、ご注意ください。